

建設工事施工統計調査

平成 22 年度調査（平成 21 年度実績）

国土交通省

記入の手引き

- この調査は、貴社の 1 年間の完成工事高、受注総額及び就業者等について調査するものです。調査結果は、建設活動の動向分析、建設行政等において貴重な資料となりますので、何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

調査結果(平成 23 年 3 月末日公表予定) のホームページアドレス

http://www.mlit.go.jp/statistics/details/kkoji_list.html

- 不明な点は調査票を送付した各地方公共団体の担当課にお問い合わせください。

秘密は、固く守られます。
提出方お願いします。

建設工事施工統計調査は、統計法による基幹統計調査であり、提出いただいた情報は固く保護されます。また、これらの情報を取り扱う職員も罰則を伴う厳しい守秘義務を負っています（統計法第 41 条及び第 57 条）。

建設業者の活動実態を把握することを目的とした調査のため、この調査をお願いすることとなった調査対象法人等におかれましては、統計法上、報告していただくことが義務となっております（統計法第 13 条、第 15 条及び第 61 条）ので、必ずご提出（ご返送）くださいますようお願いいたします。

なお、年間で活動実態が無い場合でもご提出を宜しく願います。

次頁以降の記入上の注意、記入方法等をよく読んで記入してください。

調査票の提出期限は、平成 22 年 7 月 30 日です。

担当者から記入された内容について電話等で確認をさせていただく場合がありますので、ご提出いただく調査票の控えを保管しておいてください。

記入上の注意（その１）

書類等がそろっているかご確認ください

- ① 調査票（１）
- ② 調査票（２）【大臣許可：全業者、知事許可：資本金２千万円以上】
- ③ 調査実施についてのお願（国土交通省、都道府県）
- ④ 記入の手引き
- ⑤ 返信用の封筒

※ 住宅用地完成面積調査票についても同封している場合があります。こちらの調査につきましてもあわせてご協力をお願いいたします。

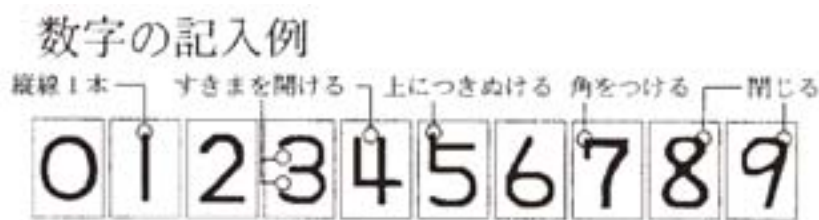
1. 調査票のご記入及び取扱いのお願い

（１）黒鉛筆又はシャープペンシルですべて右詰で記入してください。

当調査票は、機械で読み取るため、機械が正確に文字等を読み取れるように、枠内に濃くはっきりと記入してください。また、誤読の恐れがありますので、ボールペン等は使用せず、修正の際は、消しゴムできれいに消してから記入し直してください。

※ 数字が ①太すぎる ②細すぎる ③薄い ④枠外へはみ出す ⑤小さい 等の場合、機械で読み取る際に誤読するおそれがありますので、下記記入例を参考に記入してください。

（記入例）



（２）建設業の実績がない場合でも必ず提出してください。

「４．有形固定資産」、「５．業態別工事種類」、「６．就業者数」、「８．兼業売上高」、また、記入者様の連絡先、報告義務者の氏名を記入の上、提出をお願いします。

（３）金額欄は百万円単位で記入してください。

「７．国内建設工事の年間完成工事高」、「８．兼業売上高」、「９．国内建設工事の年間受注高」については消費税込みでご記入ください。なお、**百万円未満の端数については、十万の位を四捨五入**し、消費税抜きの金額しか分からない場合には、当該金額に1.05を乗じた金額を計上してください。

（４）汚れ、損傷に注意してください。

調査票を汚したり、カッター等で損傷することのないようお願いいたします。また、提出の際には、折り曲げないように注意してください。

2. 調査の範囲

- (1) この調査は本社又は本店に送られておりますので、貴社の支店、出張所等で実施された建設工事については全て本社又は本店において一括してご記入ください。
- (2) 海外部門がある場合には、これを除いた国内部門のみに係る金額や人数をご記入ください（各項目での割り当てが困難な場合には按分等で計算いただいて構いません）。
- (3) 建設工事とは、「建設業法第2条第1項に規定する工事」のことをいいます。したがって、次の維持管理業務及び単独受注の工事は調査対象外です。

測量、設計、積算、監理、ボーリング調査、文化遺産発掘、炭鉱・鉱山の坑道掘削工事、除草作業等の工事を伴わない維持管理業務及び除雪作業等の単独受注工事（なお、これらが本工事に混在する契約の場合は除きます）。

3. 調査対象期間について

調査対象期間は、平成22年3月31日又は平成22年3月31日前の直近の決算期までの1年間（12か月）における建設活動の実態について調査票の該当事項をご記入ください。直近の決算期が1年間に満たさない場合は、下記のいずれかの方法によりご記入ください。

- (1) 半期決算（6か月）の場合は2期分をあわせて12か月分としてご報告下さい。
- (2) 決算期を変更したことにより期間が12か月に満たない場合は、以下の計算により算出します。

$$\text{対象決算期の金額} + \left\{ \frac{\text{前決算期の金額}}{\text{前決算期月数}} \times (12 \text{ か月} - \text{対象決算期月数}) \right\}$$

（例：3月末決算より7月末決算に変更した場合）



- (3) 新規許可業者で決算期間が12か月に満たない場合は、そのままの金額をご記入ください。また、新規許可業者で決算期を迎えていない場合は、「6. 就業者数」の欄のみご記入ください。
- (4) 企業の合併及び組織替え（個人→法人）等による決算期の変更により12か月に満たない場合は、(1)に準じてください。
また、企業の合併の場合、消滅会社（吸収された企業）はその旨を各地方公共団体の担当課にご連絡ください。

記入上の注意（その2）

1. 調査票（1）

【注意事項】

- 鉛筆でご記入ください。
- 金額欄は、百万円単位(十万の位を四捨五入)でご記入ください。
- 建設業の実績が無い場合でも、赤枠破線の項目についてはご記入ください。
- 青字は、建設業法で定める様式となっております。ご記入にあたってご参考にしてください。

●「貸借対照表」の「有形固定資産計」から「土地」を除いた額

- 年間完成工事高が多い業態を左欄「業種別工事種類」から2つ選び、2桁の番号をご記入ください。
- 業態が1種類の場合は1つご記入ください。
- 実績が無い場合は、許可を受けた業種のうち主に行おうとしている業種をご記入ください。

- 平成22年7月1日現在の人数をご記入ください。
- 役員欄は、最低でも1人(経営業務の管理責任者)をご記入ください。また、個人の場合、代表者と後術者を兼ねている場合は役員欄にのみご記入ください。
- 兼務により人数を区分出来ない場合は、売上高を按分してご記入ください。

●統計処理上の番号が記入されています。修正しないでください。

●平成22年3月末時点の許可行政庁が登録しているデータを利用しております。
※「経営組織」「資本金又は出資金」は修正しないでください。

【P. 5 参照】

【P. 5 参照】

【P. 5 参照】

【P. 6 参照】

兼業売上高がある場合はご記入ください。

●直前の決算における完成工事高について、「直前3年の各事業年度における工事施工金額」及び「工事経歴書」を参考にそれぞれの区分ごとにご記入ください。

【P. 7 参照】

下請工事をご記入ください。※合計欄ではありません。

●「損益計算書」の「売上高」の「兼業売上高」をご記入ください。

【P. 7 参照】

- 1年間の受注高をご記入ください。
- 本調査項目の「7. 国内建設工事の年間完成工事高」と一致しなくてもかまいません。

【P. 8 参照】

合計欄ではありません。

●「損益計算書」及び「完成工事原価報告書」を参考に記入してください。
【P. 8～10 参照】

- 労務費……「完成工事原価報告書」の「Ⅱ 労務費」から「うち 労務外注費」を除いた額
- 人件費……「完成工事原価報告書」の「Ⅳ 経費」の「うち 人件費」+「損益計算書」の「Ⅲ 販売費及び一般管理費」のうち「役員報酬」+「退職金」+「法定福利費」+「福利厚生費」を合計した額
- 租税公課……「完成工事原価報告書」の「Ⅳ 経費」に含まれる「租税公課」+「損益計算書」の「Ⅲ 販売費及び一般管理費」のうち「租税公課」を合計した額
- 営業損益……「損益計算書」の「Ⅲ 販売費及び一般管理費」のうち「営業利益(営業損失)」
- 減価償却費……「完成工事原価報告書」の「Ⅳ 経費」に含まれる「減価償却費」+「損益計算書」の「Ⅲ 販売費及び一般管理費」のうち「減価償却費」を合計した額

2. 調査票（１）の各項目について

1. 企業名及び所在地
2. 経営組織
3. 資本金又は出資金

これらの欄は、ご記入者の負担軽減を図る目的で印字を行ったものを配布しております。印字内容は、**平成22年3月末日時点**の内容で、各都道府県及び各地方整備局の建設業許可担当部署により（財）建設業情報管理センターに登録されたものです。

システムの都合により、JIS第3基準以下の漢字が表示できないため、企業名等をカタカナで印字している場合等がありますので、ご了承ください。

万が一、内容に誤りがありましたら、お手数ですが調査票を提出する各地方公共団体の担当課にその内容をご連絡ください。ただし、調査票は機械で読み取りますので、調査票の数字部分（「2. 経営組織」、「3. 資本金又は出資金」）については、修正を行わずにご提出ください（電話番号が間違っている場合は、最新のものをご記入ください）。

4. 有形固定資産（土地を除く）

建設業法に定める「貸借対照表（様式第十五号）」の「有形固定資産計」（G）より「土地」（D）を除いた額です。

下の様式は、法人の貸借対照表ですが、この例の場合、

$$\text{有形固定資産（土地を除く）} = G - D$$

様式第十五号		
貸 借 対 照 表		
平成 年 月 日現在		
		(会 社 名)
資 産 の 部		
I 流 動 資 産		千円
現金預金		
：		
II 固 定 資 産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物		
減価償却累計額	△	A
機械・運搬具		
減価償却累計額	△	B
工具器具・備品		
減価償却累計額	△	C
土 地		D
建設仮勘定		E
その他		
減価償却累計額	△	F
有形固定資産計		G

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です

5. 業態別工事種類

- (1) 調査票に掲げる32種類の業態別工事種類の中から、**年間における完成工事高の多い順に2つの業態別工事種類**を選び、2桁の番号（01, 02, …, 32）を記入してください。なお、1種類の業態別工事種類しか施工しなかった企業は、その業態別工事1種類のみを記入してください。
- (2) 業態別工事種類は、建設業法第二条の別表に掲げる建設工事の種類をもとに32種類としています。13、14ページに「工事種類と工事種類区分の対応、建設工事の例示等」を表にまとめてありますので、ご参照ください。

6. 就業者数：この項目のみ**平成22年7月1日現在における人数**を、表の分類にしたがってご記入ください。

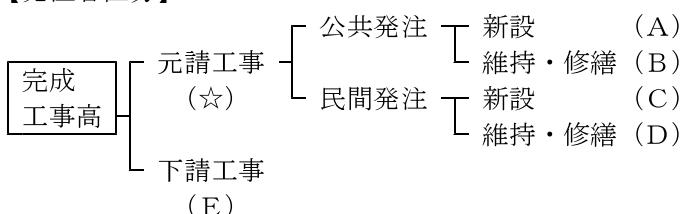
- (1) 「(1) 役員」欄の人数は、**経営者を含み、常勤の者**に限ります。
 ※ 法人の場合は最低でも1人（経營業務の管理責任者）を記入してください。
 ※ 個人の場合は代表者1名として記入してください。また、1人で、代表者・技術者等を兼ねている場合は、代表者のみに1人を記入してください。
- (2) 「**建設業以外の部門の従業者数（役員も含める）**」は**建設業部門の合計ではありません**ので、ご記入の際には十分に注意してください。
- (3) 建設業部門と他の部門とを正確に区分できない場合は、売上高等を用いて按分切り上げる等して、分割してご記入ください。
 ※ **パートタイマー・アルバイトについては、勤務形態によって分類して下さい。**

		従業者		労務外注
		常雇	臨時・日雇	
建設業部門	役員	役員で、常時勤務して給与を受けている者。ただし、事務・労務職を兼ねており、一般職員と同じ給与規則で給与を受けている者は、下記のいずれかに分類される。		
	事務、営業、販売、その他の従業者	<u>1か月を超えて雇用される者及び1か月以内の雇用で5月と6月にそれぞれ18日以上雇用された者</u> （臨時・日雇でも上記条件にあてはまれば常雇用）のうち、総務や経理、営業、人事等事務を行う者。	左記下線部の者以外の者のうち、総務や経理、営業、人事等務を行う者。	
	技術者	<u>1か月を超えて雇用される者及び1か月以内の雇用で5月と6月にそれぞれ18日以上雇用された者</u> （臨時・日雇でも上記条件にあてはまれば常雇用）のうち、工事の設計、積算又は現場施工の管理・監督者にあたる者。	左記下線部の者以外の者のうち、工事の設計、積算又は現場工の管理・監督者にあたる者。	
	現場労働者	<u>1か月を超えて雇用される者及び1か月以内の雇用で5月と6月にそれぞれ18日以上雇用された者</u> （臨時・日雇でも上記条件にあてはまれば常雇用）のうち、建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業。ただし、現場施工の管理・監督に当たる者は含まない。	左記下線部の者以外の者のうち、 建設工事現場 で働く 技能工（職長を含む）、作業 者。ただし、現場施工の管理・監督に当たる者は含まない。	労務外注契約又は、準直用（直接雇用せず、賃金台帳の整備や保険の手続きを行っている場合）により、建設工事現場で働くすべての技能工（職長を含む）、労務作業。
建設業以外の部門の従業者数		建設業以外の事業を併せて営む場合のその事業に係る常雇等の従業者数（この人数と「(5) 建設業部門の常雇等の従業者合計」を足せば、貴社全体の常雇等の従業者数となります）。		

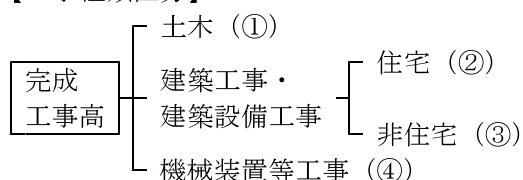
7. 国内建設工事の年間完成工事高 : 1年間の完成工事高についてご記入ください。

建設業法に定める「直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）」の直近の決算期の元請工事の合計と下請工事の合計を、それぞれ表の分類にしたがって、もれのないようにご記入ください。工事種類については、13、14ページの表と「工事経歴書」を参考にして区分してください。なお、用語については12ページを参考してください。

【発注者区分】



【工事種類区分】



工事種類区分 発注者区分			合 計 (1) + (2) + (3)	(1) 土木工事	(2) 建築工事・建築設備工事 住 宅 非 住 宅		(3) 機械装置 等工事	
I 元 請 工 事	公共 発注	新 設	A	a (1)	a (2)	a (3)	a (4)	A = a (1) ～ a (4)
		維持・修繕	B	b (1)	b (2)	b (3)	b (4)	B = b (1) ～ b (4)
	民間 発注	新 設	C	c (1)	c (2)	c (3)	c (4)	C = c (1) ～ c (4)
		維持・修繕	D	d (1)	d (2)	d (3)	d (4)	D = d (1) ～ d (4)
	元請工事合計		☆	①	②	③	④	
II	下 請 工 事		E	e (1)	e (2)	e (3)	e (4)	E = e (1) ～ e (4)

① = a (1) ~ d (1)、② = a (2) ~ d (2)、③ = a (3) ~ d (3)、④ = a (4) ~ d (4)

元請工事合計には、「I 元請工事」の合計額が入ります。
この額は、A + B + C + D、① + ② + ③ + ④と同額になります。

「II 下請工事」の欄に記入する値は、完成工事高の合計－元請工事合計となります。
元請工事の合計を記入しないようご注意ください。

8. 兼業売上高

建設業以外の事業を併せて営む場合、その事業の売上高をご記入ください。
その額は、建設業法に定める「損益計算書（様式十六号）」の「I 売上高」のうち「兼業事業売上高」となり、下の法人の損益計算書では、☆の箇所の値になります。

様式第十六号

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会 社 名)

I 売上高

千円

完成工事高

兼業事業売上高

☆

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です

9. 国内建設工事の年間受注高 : 1年間の受注高についてご記入ください。

「受注高」の内訳を、表の分類にしたがって記入してください。受注高ですので、「7. 国内建設工事の年間完成工事高」と合計が一致しなくても構いません。

「合計のうち、共同企業体による受注高」は、共同企業体として受注した受注高のうち、**貴社の持分額のみご記入ください。**

工事種類区分 発注者区分		合 計	合計のうち、共同企業体による受注高
I 元請工事	公共発注工事	A'	a'
	民間発注工事	B'	b'
II 下 請 工 事		C'	

元請工事については、発注者（公共・民間）別の内訳のみ記入してください。また、その内訳となるa'、b'は、合計（A'、B'）の内数ですのでご注意ください。

「II下請工事」の欄に、「I元請工事」の合計を記入しないようご注意ください。

10. 建設業の付加価値額

建設業法に定める「損益計算書（様式十六号）」及び**「完成工事原価報告書」**をご参照のうえ、以降の項目のご記入をお願いします。

- (1) 労務費 **「完成工事原価報告書」**の「II労務費」の金額より**「(うち労務外注費)」を除いた額**です。

下の例の場合、**A－B**が労務費（直接雇用の作業員に対する賃金）となります。

完 成 工 事 原 価 報 告 書			
自 平成 年 月 日			
至 平成 年 月 日			
		(会 社 名)	
		千円	
I	材 料 費		<u> </u>
II	労 務 費		<u> </u>
	(うち労務外注費	<u> </u> B)	<u> </u>
III	外 注 費		<u> </u>
IV	経 費		<u> </u>
	(うち人件費	<u> </u>)	<u> </u>
	完成工事原価		<u> </u>

【単位にご注意！】
調査票は百万円単位です

なお、記入が困難な場合には、次式により算出してください。

労務費＝現場労働者数（常時雇用されている者及び労務外注者を除く）×平均賃金
ただし、平均賃金は賃金台帳等により推計してください。

- (2) 人件費 「完成工事原価報告書」の「IV経費」の(うち人件費) + 「損益計算書」の「III販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費の合計額です。(P. 10 下記※参照)
下の例の場合、**A+B+C+D+E+F**が人件費となります。

【 単位にご注意！ 】 調査票は百万円単位です

完成工事原価報告書	様式第十六号 損益計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会 社 名)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会 社 名)
I 材 料 費 _____ 千円 II 労 務 費 _____ (うち労務外注費 _____) III 外 注 費 _____ IV 経 費 _____ (うち人件費 A) 完成工事原価 _____	I 売 上 高 _____ 千円 III 販売費及び一般管理費 役 員 報 酬 <u> B </u> 従業員給料手当 <u> C </u> 退 職 金 <u> D </u> 法 定 福 利 費 <u> E </u> 福 利 厚 生 費 <u> F </u>

なお、記入が困難な場合には、次式により算出してください。

人件費 = {役員+事務、営業、販売その他の従業者+技術者
+現場労働者(常時雇用されている者のみ)} × 平均給与
ただし、平均給与は賃金台帳等により推計してください。

- (3) 租税公課 「完成工事原価報告書」の「IV経費」の内訳科目のうち租税公課 + 「損益計算書」の「III販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち租税公課の合計額です。(P. 10 下記※参照)
下の例の場合、**A+B**が租税公課となります。

【 単位にご注意！ 】 調査票は百万円単位です

完成工事原価報告書	様式第十六号 損益計算書
自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会 社 名)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日 (会 社 名)
I 材 料 費 _____ 千円 II 労 務 費 _____ (うち労務外注費 _____) III 外 注 費 _____ IV 経 費 _____ 経費の内訳のうち、租税公課 (A) の 値のみを記入してください。	I 売 上 高 _____ 千円 III 販売費及び一般管理費 役 員 報 酬 _____ 従業員給料手当 _____ ⋮ 租 税 公 課 <u> B </u>

- (4) 営業損益 「**損益計算書**」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち**営業利益（営業損失）**の額です。営業損失の場合は、金額の頭に「*****」を記入してください（「*****」が「**－（マイナス）**」を意味します）。営業利益の場合は、「**＋**」は不要です。（下記※参照）
 下の例の場合、☆の箇所の値になります。

様式第十六号

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会 社 名)

I 売 上 高 千円

Ⅲ 販売費及び一般管理費

 役 員 報 酬 _____

 従業員給料手当 _____

 ⋮

 雑 費 _____

 営業利益（営業損失） _____ ☆ _____

【 単位にご注意！ 】
 調査票は百万円単位です

- (5) 減価償却費 「**完成工事原価報告書**」の「Ⅳ経費」の内訳科目のうち**減価償却費** + 「**損益計算書**」の「Ⅲ販売費及び一般管理費」の内訳科目のうち**減価償却費**の額を記入してください。（下記※参照）
 下の例の場合、**A + B**が減価償却費となります。

【 単位にご注意！ 】 調査票は百万円単位です

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会 社 名)

千円

I 材 料 費 _____

II 労 務 費 _____

 (うち労務外注費 _____)

III 外 注 費 _____

IV 経 費 _____

経費の内訳のうち、**減価償却費(A)**の値のみを記入してください。

様式第十六号

損 益 計 算 書

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

(会 社 名)

I 売 上 高 千円

Ⅲ 販売費及び一般管理費

 役 員 報 酬 _____

 従業員給料手当 _____

 ⋮

 減 価 償 却 費 _____ B _____

※ 兼業事業がある場合、**損益計算書**の「Ⅲ販売費及び一般管理費」に計上される部分は、兼業事業の分も含みますので、10. 建設業の付加価値額の(2)～(5)の調査項目については売上高比率や従業員比率を用いて按分する等して、**建設業のみの費用を推定してください。**

記入上の注意（その３）

調査票（２）

調査票（２）は、

- ① 国土交通大臣の許可を受けた法人及び個人
- ② 知事許可を受けた法人のうち資本金又は出資金が2,000万円以上の業者の方が対象となります。

調査票（２）は、**元請工事の完成工事高だけが調査対象**となります。下請工事は調査対象外です。

調査票（１）の「７．国内建設工事の年間完成工事高」元請工事合計の金額と調査票（２）の全国計の金額は一致します（ただし、四捨五入の関係で合計額が不一致になる場合については、無理に一致させる必要はありません）。

（表面）

県番号も機械で読み取るため、○をつけたりしないでください。

記入者の職名、氏名についてご記入ください（ゴム印可）。

（裏面）

00全国計

全国の合計金額を記入する欄が、調査票の裏面の一番下にありますので、忘れずに記入してください。
※ 表面には小計はありません。

※ 工事实績のない都道府県については、「０」を記入する必要はありません。

※ 全く該当がない（「元請工事」がない）場合は、御担当者記入欄のみ記入いただきご提出ください。

記入上の注意（その４）

用語の定義・説明

【国内建設工事の年間完成工事高】（P. 7）

完成工事高	決算期内に工事が完成し、その引渡しが完了したものについての最終請負高（請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高）及び未完成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における決算期中出来高相当額をいいます。
-------	--

（発注者区分：元請・下請）

元請工事	発注者（施主）から直接請け負った建設工事をいい、民間等で自社のために行った自家工事を含みます。
下請工事	元請工事以外の、他の建設業者（元請業者や下請業者）から下請として請け負った建設工事をいい、１次又は２次等の下請工事を含みます。

（発注者区分：公共・民間）

公共発注工事	以下の機関が発注した工事をいいます。 ◎国の機関 ：国、独立行政法人（造幣局 等）、 政府関連企業等 （東日本高速道路㈱ 等） ◎地方の機関 ：都道府県、市区町村、地方公営企業、地方独立行政法人・公立大学法人 ※土地区画整理組合、地方公共団体の設置した上記以外の法人及び共済組合の工事を含まない。 ※東京地下鉄㈱、ＮＴＴ、ＪＲ、電源開発㈱、森林組合、ＪＡ、第３セクター、土地区画整理組合等は、民間扱いです。
民間発注工事	公共発注工事以外の工事（駐留軍、外国公館等）をいいます。

（発注者区分：新設・維持修繕）

新設工事	構造物及び附属設備を新たに建設し、もしくは増改築、改良する工事をいい、災害を契機とする改良復旧工事及び 除却・解体・耐震改修工事 を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。
維持・修繕工事	新設工事以外の工事をいい、既存の構造物及び附属設備の従前の機能を保つために行う経常的な補修工事、改装工事、移転工事、災害復旧工事及び区画線設置等の工事（作業）を含みます。新設工事と維持・修繕工事の双方を含む工事については、主たる内容の工事に区分してください。

【国内建設工事の年間受注高】（P. 8）

受注高	建設工事の元請及び下請による請負高（請負高が確定していない場合は見積計上による請負高）をいいます。
共同企業体受注高	共同受注した建設工事のうち、貴社の持分に応じた受注額の合計をいいます。

【建設業の付加価値額】（P. 8～10）

建設業の付加価値額	建設工事の過程で企業の労働と資本により新たに加えられた価値のことであり、本調査様式の労務費、人件費、租税公課、営業損益の合計をいいます。
労務費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金、給料及び手当等をいいます。
人件費	建設業の営業に関し、本店及び支店（支店に準ずる営業所等を含む。）において発生した販売業務及び一般管理業務の費用のうち役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費をいいます。また、完成工事について発生した経費のうち従業員給料手当、退職金、法定福利費及び福利厚生費も含みます。
租税公課	事業税（利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く）、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、身体障害者雇用納付金等の公課をいいます。
営業損益	売上総利益（売上総損失）から販売費及び一般管理費を控除した額をいいます。

記入上の注意（その5）

工事種類と工事種類区分の対応、建設工事の例示等

年間完成工事高を工事種類に分類する際の目安として、「建設工事の種類」と「建設工事種類区分」の対応を示しています。

あくまで目安とする表になりますので、「工事種類区分」の「×」とされている箇所でも同区分となる工事がまれにございますのでご注意ください。

番号	許可業種	建設工事の種類	番号	業態別工事種類
01	土木工事業	土木一式工事	01	土木一式工事
02	建築工事業	建築一式工事	02	建築一式工事(03を除く)
03	大工工事業	大工工事	03	木造建築一式工事
04	左官工事業	左官工事	04	大工工事
05	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事	05	左官工事
06	石工事業	石工事	06	とび・土工・コンクリート工事(07を除く)
07	屋根工事業	屋根工事	07	はつり・解体工事
08	電気工事業	電気工事	08	石工事
09	管工事業	管工事	09	屋根工事(10を除く)
10	タイル・れんが・ブロック工事業	タイル・れんが・ブロック工事	10	金属製屋根工事
11	鋼構造物工事業	鋼構造物工事	11	電気工事
12	鉄筋工事業	鉄筋工事	12	管工事
13	ほ装工事業	ほ装工事	13	タイル・れんが・ブロック工事(14を除く)
14	しゅんせつ工事業	しゅんせつ工事	14	築炉工事
15	板金工事業	板金工事	15	鋼構造物工事
16	ガラス工事業	ガラス工事	16	鉄筋工事
17	塗装工事業	塗装工事	17	ほ装工事
18	防水工事業	防水工事	18	しゅんせつ工事
19	内装仕上工事業	内装仕上工事	19	板金工事
20	機械器具設置工事業	機械器具設置工事	20	ガラス工事
21	熱絶縁工事業	熱絶縁工事	21	塗装工事
22	電気通信工事業	電気通信工事	22	防水工事
23	造園工事業	造園工事	23	内装仕上工事
24	さく井工事業	さく井工事	24	機械器具設置工事
25	建具工事業	建具工事	25	熱絶縁工事
26	水道施設工事業	水道施設工事	26	電気通信工事
27	消防施設工事業	消防施設工事	27	造園工事
28	清掃施設工事業	清掃施設工事	28	さく井工事
			29	建具工事
			30	水道施設工事
			31	消防施設工事
			32	清掃施設工事

【工事種類区分】土木・建築・機械装置等

土木工事	いわゆる土木工事（道路・河川工事等）、農業土木工事（農道工事、土地改良工事等）のほか、送電線、配電線、地中電線路、電車線、アンテナ、電線支持物、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、ガスタンク、鋼製工業薬品タンク、浮ドッグ、交通標識、造園、 解体 、サイロ等の工事を含みます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。	
建築工事・ 建築設備 工事	建築工事にはその一部である鉄骨、鉄筋、防水、塗装、木製間仕切壁等の工事及び建築工事に附帯する整地、門塀等の工事を含みます。建築設備工事とは、建築物に関する冷暖房、換気、給排水、電気、ガス、消火、汚水処理等の設備工事及び昇降機、煙突等の工事をいいます。 ※建築物の解体工事は、土木工事に含まれます。	
	住宅	居住を主たる目的とする建築物（複合建築物のうち居住用床面積が全体の50%以上のもの）をいいます。
	非住宅	居住以外（鉱工業用、商業用、サービス業用、公益事業用及び公務・文教用等居住用以外の目的の全てを含む）を主たる目的とする建築物をいいます。
機械装置等 工事	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます（建築設備を除く）。	

番号	建設工事の内容や例示	工事種類区分		
		(1) 土木工事	(2) 建築工事・ 建築設備 工事	(3) 機械装置等 工事
01	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)	○	×	×
02	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外	×	×
03		木造建築	○	×
04	大工工事、型枠工事、造作工事	×	○	×
05	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	○	○	×
06	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	○	○	○
07	はつり工事、工作物解体工事	○	○	○
08	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事	○	○	×
09	屋根ふき工事	金属製屋根以外	×	×
10		金属製屋根	○	×
11	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	○	○	○
12	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事	○	○	○
13	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	○	○	×
14	築炉工事	×	×	○
15	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	○	○	×
16	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	○	○	○
17	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	○	×	×
18	しゅんせつ工事	○	×	×
19	板金加工取付け工事、建築板金工事	×	○	×
20	ガラス加工取付け工事	×	○	×
21	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	○	○	○
22	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	×	○	×
23	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	×	○	×
24	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	×	○	○
25	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	×	○	○
26	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	○	○	○
27	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	○	×	×
28	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	○	×	○
29	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	×	○	×
30	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	○	×	○
31	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	○	○	○
32	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	○	○	○

このたびは、建設工事施工統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

当調査は、建設業法の規定により許可を受けた建設業者の方の中から、約11万業者の方を対象にして行うもので、建設業関係の統計調査の中で最も重要な調査の1つとなっております。

調査対象の選定は、許可を受けられる際に届け出いただいた資本金や許可業種をもとに行っており、毎年調査対象として選ばせていただいている業者の方も非常に多くなっております。

皆様方にご協力いただき、集められましたデータにつきましては速やかに集計作業を行い、今年度末に公表される予定です。

公表された調査結果は、建設行政はもとより、景気対策等の諸政策を的確に行うための基礎資料として活用されることとなります。

今後とも、建設工事関係調査にご理解・ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。